

富山県PTA連合会「PTA基金」管理運用規定

第1条 (定義)

富山県PTA連合会(以下本会と称する)の「PTA基金」(以下基金と称する)とは、本会会員並びに全国都道府県(政令指定都市)PTA協議会員が災害時に罹災した際の支援資金等として活用することを目的として設立した基金をいう。

第2条 (目的)

本基金は、本会会員並びに全国都道府県(政令指定都市)PTA協議会員への災害(少なくとも単位PTA活動に相当程度の影響を及ぼす火災・風水雪災・震災・不慮の事故等)による災害罹災等の支援金にあてるものとする。

第3条 (管理、運用)

本基金を厳正かつ円滑に管理するために、本会役員会がこれを管轄する。本基金は、本会からの繰入金や関係団体等からの支援金、書き損じはがきの換金額を原資とし、金融機関への預金を原則として、その詳細は役員会で決定するものとする。

第4条 (使途)

本基金は、第2条の目的に合致した支援金として使用することができる。また、支援金の額については、災害罹災した会員の児童生徒が使用する学用品程度とするが、役員会で支出事由の軽重・必要性等を総合的に判断して支出額を決定するものとする。

本基金は、激甚災害の指定あるいは災害救助法の適用を受けたもの、またはそれに準ずる災害罹災の際に支給するものとする。

第5条 (使用手続き)

本基金使用については、災害罹災した地区協議会(連合会)会長が本会の事務局に申請し役員会で承認する。または必要に応じて、役員会で協議して決定するものとする。

第6条 (支出対象)

本基金は、PTA会員個人を対象としたものではなく、あくまでも富山県内の単位PTA、地区協議会(連合会)、並びに全国都道府県(政令指定都市)PTA協議会を対象として支出するものとする。

第7条 (報告)

本基金を使用したときは、理事会に報告しなければならない。

第8条 (既定の改廃)

この規定の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

第9条 (特例措置)

第2条(目的)以外に本基金を使用する特例措置を定める。

- 1項の特例措置は、「PTA連合会」の事業を円滑に行うために、理事会で過半数の承認を得て「PTA基金」を緊急時の対応予算や日P・東陸研究大会会計に繰り入れることができるものとする。

附 則

(施行期日)

本規定は令和6年6月1日より施行する。